ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare 栃木労働局

Press Release

報道関係者　各位

令和3年5月19日
【照会先】
栃木労働局　職業安定部　訓練室
室　長　鈴木幾久
地方人材育成対策担当官　森田貴之
（電　話）028－610－3558
独立行政法人
高齢･障害･求職者雇用支援機構栃木支部
求職者支援課長　国立高代
（電　話）028―616－1128

ハロートレーニング
急がば学べ

求職者支援制度への新型コロナウイルス特例措置に基づく短期・短時間の求職者支援訓練を栃木県で初めて開講します

栃木労働局と独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構栃木支部では、求職者支援訓練※1において新型コロナウイルスの影響を受けて不安定な就労状態にある在職者が働きながら訓練を受講できる短期・短時間特例訓練を６月に２コース開講します。

令和３年２月１２日に厚生労働省が策定した「新たな雇用・訓練パッケージ」※2 の新規施策の一つで、仕事をしながら訓練を受講しやすくした内容（訓練期間・訓練時間の短縮等）になっています。

訓練科名	OA 事務科（短期間･短時間）	表計算活用科（短期間･短時間）
実施施設名	よくわかるパソコン教室 宇都宮市上横田町 819-3	株式会社日本クリエート 栃木市平柳町 1-26-8 新館３階 B 教室
訓練期間	令和３年６月２８日～７月２６日	令和３年６月２８日～７月２７日
訓練時間	９：００～１４：２５ （7/9 のみ　１５：２５終了）	１３：００～１６：５０
定員	１４名	１５名
募集期間	令和３年５月２０日～６月７日	

※1 求職者支援訓練とは・・・・
雇用保険の受給ができない求職者の方に訓練機会を提供する公的職業訓練です。
職業に必要な知識の習得とスキルアップを行い、早期就職を実現することを目的にしたコースです。なお、求職者支援訓練の実施機関は民間教育機関であり、厚生労働省が定める認定基準に基づき独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構がカリキュラム等の審査及びコースの認定を行います。

※2 「新たな雇用・訓練パッケージ」とは・・・
厚生労働省が、新型コロナウイルスの影響により、休業を余儀なくされた方や、シフトが減少したシフト制で働く方が、仕事と訓練受講を両立しやすい環境整備を図り、自らの職業能力を向上させ、今後のステップアップに結び付けられるように支援策を策定し、令和３年２月１２日の新型コロナウイルス感染対策本部（本部長　内閣総理大臣）において報告しています。

求職者支援訓練　実践コース

訓練番号：No.5-03-09-002-03-0023

求職者支援訓練は求職者の方がスキルアップして早期就職するための職業訓練です。

ＯＡ事務科（短期間・短時間）

よくわかる!! パソコン教室

ハロートレーニング 急がば学べ

「ハロートレーニング～急がば学べ～」
（公的職業訓練の愛称・キャッチフレーズ）

受講生募集中

小さいお子様がいる方も安心♪毎週水曜休み　9時～14時半までの短時間訓練です。

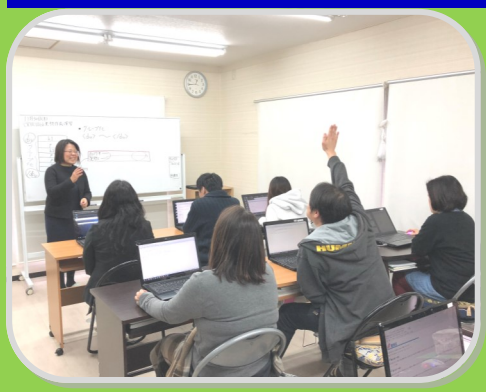

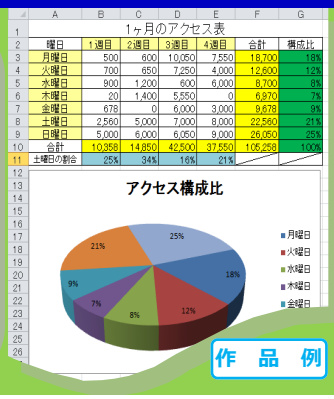

1ヶ月のアクセス表

曜日	1週目	2週目	3週目	4週目	合計	構成比
月曜日	500	600	10,050	7,550	18,700	18%
火曜日	700	650	7,250	4,000	12,600	12%
水曜日	900	1,200	600	6,000	8,700	9%
木曜日	20	1,400	5,550	0	6,970	7%
金曜日	678	0	6,000	3,000	9,678	9%
土曜日	2,560	5,000	7,000	8,000	22,560	21%
日曜日	5,000	6,000	6,050	9,000	26,050	25%
合計	10,358	14,850	42,500	37,550	105,258	100%
土曜日の割合	25%	34%	16%	21%		

作品例

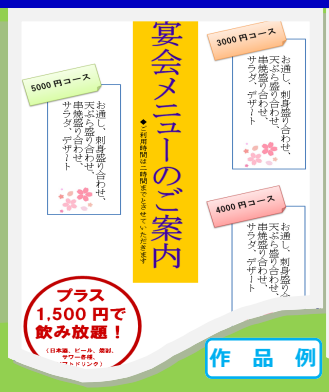

作品例

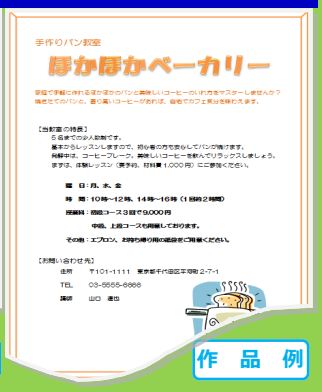

作品例

訓練期間	**令和3年6月28日～令和3年7月26日迄** **水・土・日・祝日休み**
訓練時間	**1ヶ月コース** 月火木金曜日 **9：00～14：25** ※但し7月9日のみ6時間授業のため15：25終了となります。

※新型コロナウィルス感染症対策のため訓練期間や訓練時間などの変更がある場合があります。

募集期間　**令和3年5月20日～令和3年6月7日**

定　　員　：**14名**　※定員の半数に満たない場合、訓練を中止する場合があります。
自己負担額　：**テキスト代3,828円(税込)**　**※受講料 無料**
駐　車　場　：**駐車場代　月額/1,000円 (税込) ※14台可**
訓練対象者条件：**特になし**
選　考　日　：**令和3年6月14日　16時30分～**　**※筆記用具・スリッパをお持ち下さい。**
選 考 方 法　：**面接・筆記試験**
選 考 会 場　：**よくわかるパソコン教室　（地図裏面）**
選考結果通知日：**令和3年6月18日**

OS/使用ソフト：Windows10/Microsoft Office2019

よくわかる!! パソコン教室

実施機関　：　**株式会社Y&Y**
実施施設　：　**よくわかるパソコン教室**
実施場所　：　〒321-0106 宇都宮市上横田町819-3
TEL/FAX：　☎028-307-7018　（担当 山村）
お問い合わせは、平日9時～17時にお電話でお願いします。

本訓練は新型コロナウィルスの影響を受けて不安定な就労状態にある在職者（週20時間未満）が主な対象者となりますが、職業相談を通じて本訓練が就職の可能性を高めるために有効と判断される離職者も対象となります。

◇よくわかるパソコン教室ＯＡ事務科（短期間・短時間）◇

タッチタイピング、パソコンやネットワーク不具合の解消、ワンドライブ(クラウド）の設定、文書作成や表計算操作を　幅広く学べます♪

文書作成ソフト

文字の編集、枠や罫線の挿入、画像の取込みや処理を通じて、センスの良いビジネス文書を作ります。

表計算ソフト

表やグラフを作成します。また、多くの関数を設定し、事務処理に必要な効率の良い帳票の作成が学べます。

パソコン基本操作演習

パソコンやネットの不具合を解消したり、ネットに保存のワンドライブとのリンクなど、アカウントの追加方法を学びます。また、ファイルのウイルス対策や、アプリのインストール・アンインストールを演習します。それから、１０本指でのタイピング操作を身に着け、手早い入力を目指します。

このコースのオススメ♪

毎日通うことが困難な方や、小さいお子様の保育園送迎をしながら通いたい方に、ちょうどよい時間帯の訓練です♪

訓練内容

学科	パソコン 概論	ビジネス 文書概論	ビジネス 帳票知識	就職支援	安全衛生
	1時間	1時間	1時間	11時間	2時間
実技	パソコン 基本操作演習	文書作成ソフト 基本操作演習	表計算ソフト 基本操作演習		職業人 講話
	10時間	17時間	15時間		6時間

訓練目標

パソコンを操作する部門において、上司等の指示を受けながら、文書・帳票の作成ができる。パソコンの不具合や、ネットワークの不具合を解消できる。

申込方法

最寄のハローワークで職業相談を受け、受講申し込みの手続きを行い、ハローワークで受付された「受講申込書」を募集締切日までに、当施設へ郵送又は持参してください。

選考試験会場　および　訓練場所　　◆◆よくわかるパソコン教室 ◆◆

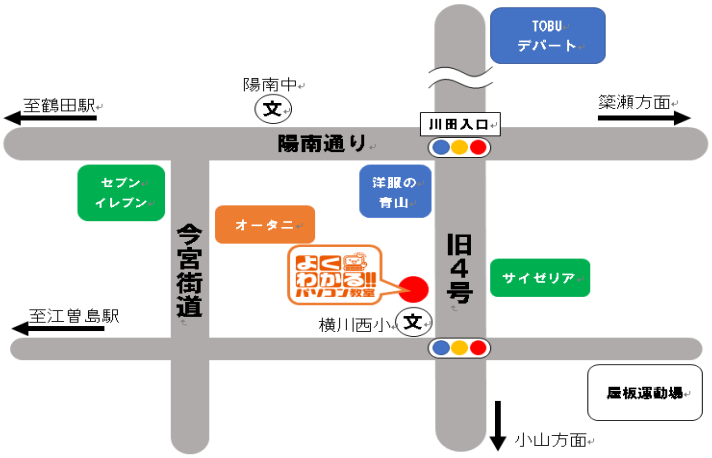

「宇都宮駅西口」バス停発　～　「横川西小学校前」バス停着　所要20分

「雀宮駅入口」バス停発　～　「横川西小学校前」バス停着　所要10分

職業訓練見学・説明会随時受付中！

◎当教室独自で見学・説明会を実施しております。
詳しくは、実施施設（よくわかるパソコン教室）までお問い合わせください。
受付時間　9：00～17：00　☎028（307）7018　担当　山村

※新型コロナウィルス感染症への対策

- マスク着用の周知徹底
- 入り口付近や手洗い場への消毒液の設置
- 可能な限り間隔をあけた座席のレイアウト
- 簡易パーテーションの設置
- 共用部分の定期的な消毒等
- こまめな換気

求職者支援訓練 実践コース

訓練番号 5-03-09-002-03-0024

「ハロートレーニング～急がば学べ～」
（公的職業訓練の愛称・キャッチフレーズ）

求職者支援訓練は求職者の方がスキルアップして早期就職するための職業訓練です。

ハロートレーニング
急がば学べ

表計算活用科(短期間・短時間)

募集期間：2021年5月20日(木)～2021年6月7日(月)

訓練期間	2021年6月28日(月)～2021年7月27日(火)の1ヶ月間 ※土・日・祝日は休み
受講時間	13:00 ～ 16:50
定員	15名
自己負担額	テキスト代7,420円(税込)駐車場代月1,000円(税込) 受講料は無料です。
使用ソフト	Windows10 Microsoft Office 2019
駐車場	あり(15台)
訓練対象者の条件	特になし。
訓練目標	表計算ソフトを活用し、業務の効率化を考え、集計作業等ができる即戦力人材を目指す。
就職支援の内容	求人情報の提供 履歴書作成・面接指導 ジョブカード作成支援・交付 職場見学 キャリアコンサルタントによる職業相談等

※新型コロナウイルス感染症の影響により、
訓練期間や訓練時間などが変更になる場合があります

取得できる資格	認定機関
Microsoft Office Specialist Excel 365＆2019	マイクロソフト社

※任意受験で取得可能

申込方法 最寄りのハローワークで職業相談を受け受講申込の手続きを行い、ハローワークで受付された「受講申込書」を、募集締切日までに当施設へ郵送または持参してください。
※受講申込者が募集定員の半数に満たない場合は、
訓練の実施を中止することがあります。

選考日 2021年6月14日(月)（面接・筆記試験（筆記用具持参））
※時間は追ってご連絡致します。

選考結果通知日 2021年6月18日(金)

実施機関名 株式会社日本クリエート
実施施設名 株式会社日本クリエート 本校
場所 〒328-0012 栃木市平柳町1-26-8
新館3階B教室

お問合せはTEL. 0120-106-654
担当 坂東
TEL 0282-22-6654
http:www.tochinet.com

事前の施設見学会を
実施しています。
ご希望の方はご連絡ください。

※本訓練は新型コロナウイルスの影響を受けて不安定な就労状態にある在職者(週20時間未満)が主な対象者となりますが、職業相談を通じて本訓練が就職可能性を高めるために有効と判断される離職者も対象となります。

訓練内容

	科目		訓練時間
訓練内容	学科	就職支援	4時間
		安全衛生	1時間
		ビジネス帳票知識	1時間
	実技	表計算ソフト操作演習	24時間
		表計算ソフト活用演習	20時間
		表計算総合演習	21時間
	職業人講話		3時間
	職場見学		3時間

訓練成果物

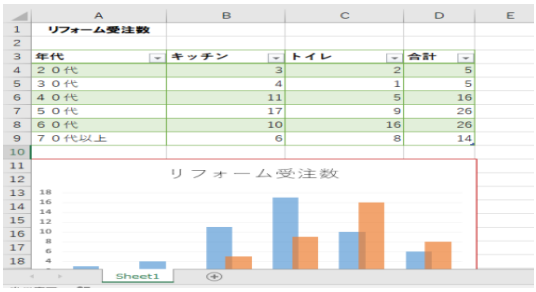

リフォーム受注数

年代	キッチン	トイレ	合計
２０代	3	2	5
３０代	4	1	5
４０代	11	5	16
５０代	17	9	26
６０代	10	16	26
７０代以上	6	8	14

請求書

INVOICE

○○ 株式会社
○○○ 御中

ご請求金額 ¥3,300 （税込）

品番・品名	数量	単位	単価	金額
サンプル	1	式	¥100	¥100
	2	枚	¥200	¥400
	3	冊	¥100	¥300
	4	日	¥400	¥1,600

小計	¥3,000
消費税 10%	¥300
合計金額	¥3,300

備考

ご購入ありがとうございます。
振込先：○○銀行 ○○支店（普通）○○○○○○
お振込み手数料は貴社ご負担にてお願いいたします。
以後もよろしくお願い！

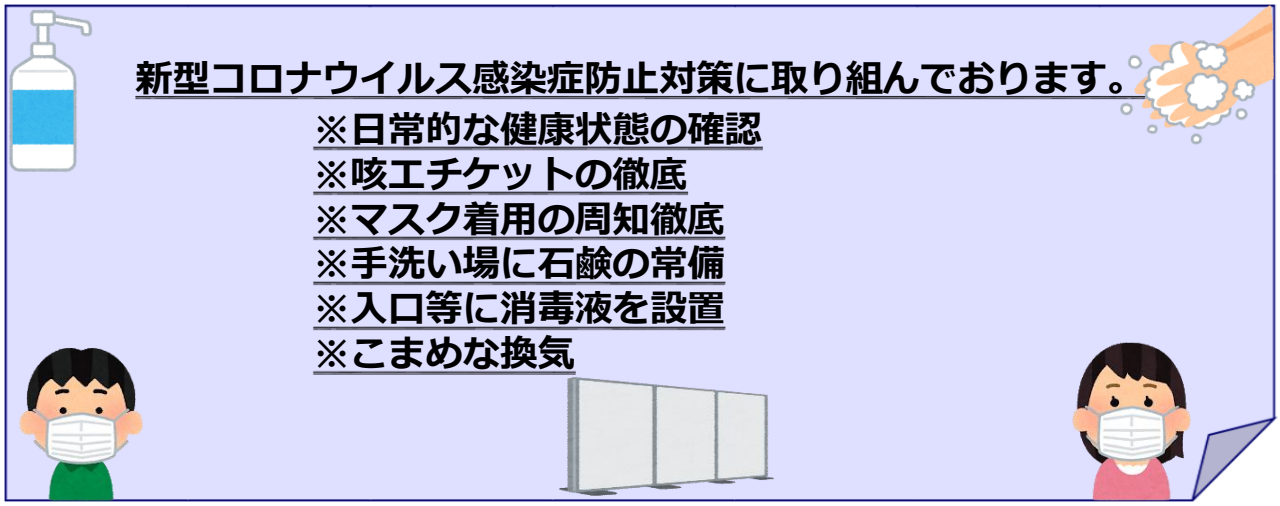

※　訓練実施場所及び選考実施場所
株式会社日本クリエート　本校

教室イメージ

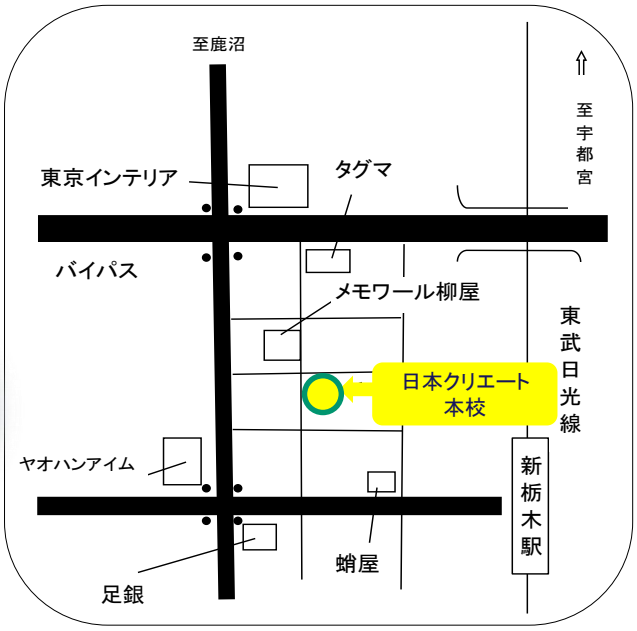

再就職や転職を目指す皆さまへ

求職者支援制度のご案内

月10万円給付金 ＋ **無料の職業訓練** ＋ **就職サポート**

■ 求職者支援制度とは？

- 求職者支援制度は、再就職や転職を目指す求職者の方が、月10万円の生活支援の給付金を受給しながら、無料の職業訓練を受講する制度です
- 訓練開始前から、訓練期間中、訓練終了後まで、ハローワークが求職活動をサポートします
- 離職して雇用保険を受給できない方、収入が一定額以下の在職者の方などが、給付金を受給しながら訓練を受講できます
- 給付金の支給要件を満たさない場合であっても、無料の職業訓練を受講できます（テキスト代などは自己負担）

■ 主な対象者の方は？

給付金を受けて訓練を受講する方	
離職者	雇用保険の適用がなかった離職者の方 フリーランス・自営業を廃業した方 雇用保険の受給が終了した方など
在職者	一定額以下の収入のパートタイムで働きながら、正社員への転職を目指す方など
給付金を受けずに訓練を受講する方（無料の訓練のみ受講する方）	
離職者	親や配偶者と同居していて一定の世帯収入がある方など （親と同居している学卒未就職の方など）
在職者	働いていて一定の収入のある方など（フリーランスで働きながら、正社員への転職を目指す方など）

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL030412訓01

■ 制度活用の主な要件

（訓練受講の要件）

- ハローワークに求職の申込みをしていること
- 雇用保険被保険者や雇用保険受給資格者でないこと
- 労働の意思と能力があること
- 職業訓練などの支援を行う必要があるとハローワークが認めたこと

（給付金の支給要件）

- 本人収入が月8万円以下［シフト制で働く方などは月12万円以下（＊）］
- 世帯全体の収入が月25万円以下

（＊ 令和3年9月末までの特例）

- 世帯全体の金融資産が300万円以下
- 現在住んでいるところ以外に土地・建物を所有していない
- 全ての訓練実施日に出席する（やむを得ない理由がある場合も、8割以上出席する）
- 世帯の中で同時にこの給付金を受給して訓練を受けている者がいない
- 過去3年以内に、偽りその他不正の行為により、特定の給付金の支給を受けていない

■ 主な訓練コース（求職者支援訓練）

基礎	ビジネスパソコン科、オフィスワーク科など
ＩＴ	WEBアプリ開発科、Android/JAVAプログラマ育成科など
営業・販売・事務	OA経理事務科、営業販売科など
医療事務	医療・介護事務科、調剤事務科など
介護福祉	介護職員実務者研修科、保育スタッフ養成科など
デザイン	広告・DTPクリエーター科、WEBデザイナー科など
その他	３次元CAD活用科、ネイリスト養成科など

- 訓練期間は2か月から6か月（＊）

＊ シフト制で働く在職者などを対象とした訓練コースは2週間から（令和3年度末までの特例）

- 上記の訓練のほか、訓練期間がより長い公共職業訓練（最長2年）も受講できます

［修了者の声］

介護職が初めてで不安もありましたが、経験豊富な講師の授業により理解が深まり、介護職として働く意欲が高まりました

簿記の資格を取得でき、就職先も決まりました。面接や履歴書の作成指導のおかげで就職活動に意欲的に取り組めました

給付金をもらえたので、生活の心配をせずに訓練に集中できました

コース検索

求職者支援制度の申し込みは、
ハローワークで受け付けています
まずは、住所地を管轄するハローワークにご相談ください

［所在地・連絡先］

［制度の詳細］

厚生労働省ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ

求職者支援制度について

厚生労働省

○　概要

- 求職者支援制度は、雇用保険を受給できない求職者が、月10万円の生活支援の給付金を受給しながら、無料の職業訓練を受講し、再就職や転職を目指す制度
- 雇用保険と生活保護の間をつなぐ第２のセーフティネットとして、離職して収入がない者を主な対象としているが、収入が一定額以下の場合は、在職中に給付金を受給しながら、訓練を受講できる
- 支給要件を満たさず給付金を受給できない場合であっても、無料の職業訓練を受講できる

○　制度活用の要件

訓練受講の要件 Ⓐ	● ハローワークに求職の申し込みをしていること ● 雇用保険被保険者や雇用保険受給資格者でないこと ● 労働の意思と能力があること ● 職業訓練などの支援を行う必要があるとハローワーク所長が認めたこと
職業訓練受講給付金の支給要件 Ⓑ	● 本人収入が月8万円以下［シフト制で働く者などは月12万円以下（令和3年9月末までの特例）］ ● 世帯全体の収入が月25万円以下 ● 世帯全体の金融資産が300万円以下 ● 現在住んでいるところ以外に土地・建物を所有していない ● 全ての訓練実施日に出席している（やむを得ない理由がある場合でも､8割以上の出席率がある） ● 世帯の中で同時にこの給付金を受給して訓練を受けている者がいない ● 過去3年以内に、偽りその他不正の行為により、特定の給付金の支給を受けたことがない

○　主な対象者

給付金を受けて訓練を受講している者　［ＡとＢに該当する者］	
離職者	雇用保険の適用がなかった離職者 フリーランス・自営業を廃業した者 雇用保険の受給が終了した者など
在職者	一定額以下の収入のパートタイムで働きながら、正規雇用への転職を目指す者など
給付金を受けずに訓練を受講している者（職業訓練を無料で受講）　［Ａのみ該当する者］	
離職者	親や配偶者と同居していて一定の世帯収入がある者など（親と同居している学卒未就職者など）
在職者	働いていて一定の収入のある者など（フリーランスで働きながら、正規雇用への転職を目指す者など）

○　求職者支援制度の対象となる職業訓練

- **民間教育訓練機関が実施する就職に資する訓練を、求職者支援訓練として認定**
- **求職者支援訓練は、地域の求人ニーズを踏まえ都道府県ごとに策定された「地域職業訓練実施計画」に基づき認定**
- **訓練受講者が希望する場合、給付金を受給しながら公共職業訓練など（※）を受講することができる**

※　公共職業訓練は主に雇用保険受給者を対象とする訓練。求職者支援訓練は主に雇用保険を受給できない者を対象とする訓練
雇用保険受給者は、希望する場合に求職者支援訓練を受講できるが、雇用保険を受給できない者の受講が優先される
公共職業訓練の期間は、3か月から2年（令和3年度末まで特例として1か月から2年）「など」は就職氷河期世代向け訓練など

○　求職者支援訓練の種類

基礎コース	訓練内容	社会人としての基礎的能力および短時間で習得できる技能などを付与する訓練	
	訓練期間	２か月から４か月	
	訓練分野	ビジネスパソコン基礎科、オフィスワーク基礎科など	
実践コース	訓練内容	職務遂行のための実践的な技能などを付与する訓練	
	訓練期間	3か月から６か月（就職に直結する資格を取得できる介護分野などは2か月から） ※ シフト制で働く在職者などを対象とした訓練コースは2週間から（令和3年度末までの特例）	
	訓練分野	ＩＴ	WEBアプリ開発科、Android/JAVAプログラマ育成科など
		営業・販売・事務	OA経理事務科、営業販売科など
		医療事務	医療・介護事務科、調剤事務科など
		介護福祉	介護職員実務者研修科、保育スタッフ養成科など
		デザイン	広告・DTPクリエーター科、WEBデザイナー科など
		その他	３次元CAD活用科、ネイリスト養成科など

○　求職者支援訓練の実施機関に対する奨励金

基礎コース	基礎コース：受講者数に応じて定額を支給：６万円／人月
実践コース	訓練修了者のうち、特に安定した雇用が実現した（雇用保険被保険者となった）者の割合に応じて支給 ６０％以上：７万円／人月、３５％以上６０％未満：６万円／人月、３５％未満：５万円／人月 ※ シフト制で働く在職者などを対象とした訓練コースは、55％以上：7万円／人月、 30％以上55％未満：6万円／人月、30％未満：5万円以上／人月

※この他、託児サービスを提供する訓練実施機関に対し、児童一人当たり月６万６千円を限度に保育奨励金を支給

○　職業訓練受講給付金の支給額

訓練受講手当	**月10万円**　※ 訓練開始日から1か月ごとに区切った期間の日数が28日未満の場合、1日当たり3,580円
通所手当	**訓練施設へ通所する場合の定期乗車券などの額（月上限42,500円）**
寄宿手当	**月10,700円**　※ 同居の配偶者、子および父母と別居して寄宿する場合などに支給

※　給付金を受給しても訓練期間中の生活費が不足する場合、給付金に上乗せして資金を融資する制度により支援
［求職者支援資金融資］
・貸付額：単身者月額５万円、扶養家族を有する者月額10万円×給付金の受講予定訓練月数
・利率：２％（うち信用保証料0.5％）・担保・保証人：不要

○　訓練受講者に対する就職支援

● **ハローワークが、訓練受講者ごとに就職支援計画を作成し、職業訓練の情報提供から訓練終了後の就職までの支援を、訓練実施機関と連携を図りながら、個別・伴走型できめ細かに行う**

※　就職支援のながれ（3か月訓練の例）

［訓練開始前］

ハローワークで職業相談
- 求職申込・制度説明
- 制度の要件を満たすことの確認
  訓練受講の必要性判断など
- 訓練コース選定、受講申込
- 給付金事前審査

↓

訓練実施機関による選考

↓

ハローワークで職業相談
就職支援計画作成、受講の指示

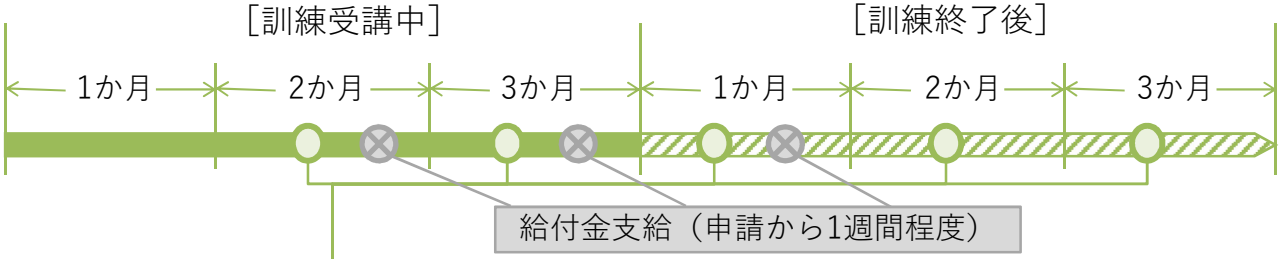

ハローワークの指定来所日 ＊
- 求職活動状況の確認
- 次の月の就職支援措置の作成
- 応募求人の選定など（訓練終了1月前メド）
- 給付金の支給申請・審査

※ 訓練実施機関は、
訓練受講者の出欠状況の証明、
キャリアコンサルティング、
職務経歴書、履歴書の作成指導、
求人情報提供等の就職支援を、
ハローワークと連携して実施

＊ 訓練終了後3か月までを就職支援期間として、月ごとに指定来所日を設定

新たな雇用・訓練パッケージ①（雇用の下支え・創出）

令和３年１月28日に成立した令和２年度第３次補正予算を活用し、「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」（令和２年12月８日閣議決定）を迅速かつ適切に執行し、雇用の下支え・雇用創出効果を円滑に発現していくとともに、新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響が長期化していること等を踏まえ、以下のとおり取り組む

雇用調整助成金の特例措置による雇用維持

現行の緊急事態宣言を前提

●現行の特例措置の取扱い

・４月末まで現行の特例措置を継続（緊急事態宣言が２月中に全国で解除された場合も４月末まで継続）
　日額上限：（１日１人あたり）15,000円　助成率：（中小企業）最大10/10、（大企業）最大 3/4

●５月～６月の特例措置

・原則的な措置を段階的に縮減
　日額上限：（１日１人あたり）13,500円　助成率：最大 9/10（中小企業）
・感染拡大地域特例（※）・業況特例（全国・特に厳しい企業）
　日額上限：（１日１人あたり）15,000円　助成率：最大 10/10（中小企業・大企業）

（※）まん延防止等重点措置対象地域に指定された地域があれば、営業時間の短縮等に協力する飲食店等を対象

→７月以降は、雇用情勢が大きく悪化しない限り、原則的な措置、特例措置を更に縮減

最大10/10助成
【全国】特に業況が厳しい企業→４月末まで
【緊急事態宣言地域（※）】営業時間の短縮等に協力する飲食店等
→　解除月の翌月末まで
（※）まん延防止等重点措置対象地域に指定された地域があれば同様

●雇用維持要件の緩和

一定の大企業・中小企業の全てについて、令和３年１月８日以降、４月末までの休業等については、雇用維持要件を緩和し、令和３年１月８日以降の解雇の有無により、適用する助成率（最大10／10）を判断

大企業のシフト制労働者等への対応

●大企業のシフト制労働者等への休業支援金・給付金の適用

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、大企業への雇用維持支援策の強化の一環として、大企業で働くシフト制等の勤務形態で働く労働者（※）が休業手当を受け取れない場合に、休業支援金・給付金の対象とする

（※）労働契約上、労働日が明確でない方（シフト制、日々雇用、登録型派遣）

① 原則本年1/8以降（例外的に都道府県ごとに時短要請(昨年11/7以降)が発令された時以降）の休業　：　休業前賃金の８割
② 昨年4月から6月末（緊急事態宣言解除月の翌月）までの休業　：　休業前賃金の６割

感染症対策業務等による雇用創出への支援

●感染症対策業務等による雇用創出とハローワークにおける専門窓口の設置等

ワクチン接種体制の確保、地方創生臨時交付金活用事業、水際対策等により、計１０万人規模の雇用創出効果が見込まれる。ハローワークに専門窓口を設置し、地方自治体等の迅速な人材確保のため、求職者への情報提供・職業紹介を積極的に行う支援や、地方自治体の住居・生活支援施策の窓口との連携等を実施する

新たな雇用・訓練パッケージ②（仕事と訓練受講の両立）

新型コロナウイルスの影響により、休業を余儀なくされる方や、シフトが減少したシフト制で働く方が、仕事と訓練受講を両立しやすい環境整備を図り、自らの職業能力を向上させ、今後のステップアップに結び付けられるよう支援

求職者支援制度への特例措置の導入（９月末までの時限措置）

● 職業訓練受講給付金の収入要件の特例措置

月収入８万円以下　→　シフト制で働く方等は月収入１２万円以下に引き上げ

＊1　シフト労働賃金、兼業・副業収入、感染症対策等業務に係る地方自治体等による臨時的雇用収入、変動的な自営業収入等と固定収入（８万円以下である場合に限る）の合計が12万円以下である場合に支給

＊2　収入には、特定の使途・目的のために支給される手当・給付（児童扶養手当、児童手当、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金等）は含まれないこととされている

● 職業訓練受講給付金の出席要件の緩和

働きながら訓練を受ける場合、出勤日をやむを得ない欠席とする

※　「やむを得ない欠席」とは、病気、子供の看護等による欠席（訓練実施日の２割まで認められる）

職業訓練の強化

● 就職に役立つ求職者支援訓練・公共職業訓練の訓練期間や訓練内容の多様化・柔軟化

	求職者支援訓練	公共職業訓練
訓　練　期　間	２月から６月⇒２週間から６月に緩和	標準３月　⇒　１月から２月のコースを創設
訓　練　時　間	原則100時間以上　⇒　月60時間以上に緩和	標準月100時間　⇒　月60時間以上に緩和
オンライン訓練	オンライン訓練の設定を促進する	

ハローワークでの積極的な職業訓練の周知・受講斡旋・就職支援

● コロナ対応ステップアップ相談窓口（仮称）の設置

ハローワークに『コロナ対応ステップアップ相談窓口』（仮称）を設置し、新型コロナウイルスの影響で離職した方、休業中の方やシフト制で働く方など、働きながらスキルアップしたい方に、職業訓練の情報提供や受講斡旋、職業訓練の成果を踏まえた就職支援などをワンストップかつ個別・伴走型で提供する

● 訓練を必要とされる方に対する積極的な受講斡旋

受講者数について、求職者支援訓練は倍増（約５万人）、公共職業訓練は５０％増（約１５万人）を目指す

累次の雇用支援策について効果的手法を用いて周知・広報を徹底